

2022年度事業計画

(公財)横浜市男女共同参画推進協会は、横浜市において男女共同参画を推進していくという公益的使命を果たしていくため、以下の方針のもと横浜市男女共同参画センターの指定管理に係る事業を実施していきます。

1. 第5次横浜市男女共同参画行動計画や協約を踏まえた事業

2021年度には第5次横浜市男女共同参画行動計画が策定されました。この計画の中で、推進に係る主な推進母体として協会と横浜市男女共同参画センター3館が明記されており、市民にわかりやすく効果的に事業を届けることや、潜在化している課題を明らかにし行政に提言することなどが求められています。コロナ下の影響を受けながらも、市との協約や同計画に基づき協会が目標を達成できるよう事業を実施します。

2. 第4期指定管理期間の後期に向けての取組

2022年度は指定管理期間の3年目の折り返し地点となり、第3者評価も予定されています。指定管理提案書の重点取組の項目を再確認し、事業を実施します。

今期指定管理期間前期の事業の成果を振り返り、これを踏まえて管理職と担当職員が共通認識を持ったうえで今後の事業を計画します。

3. ポストコロナの時代を見据えた取組

男女共同参画における協会の役割は、コロナ下で変動する社会経済状況においてますます重要性を増しつつあります。感染症拡大により、生活、経済、社会のみならず人々の行動、意識、価値観にも大きな変化が生まれ、協会も事業運営と施設管理の両面で、きめこまやかな対策を行う必要があります。これまでの経験やノウハウを生かしながら、コロナ下の社会状況の変化をジェンダー視点でとらえなおし、協会で取り組むべき事業を実施します。

4. 企業や大学、関係機関との連携強化

女性活躍推進に向けた啓発やハラスメント防止対策などについて、企業や学校への働きかけが一層重要になっています。地域においても災害対策等において男女共同参画の視点は欠かせず、区や地域との連携が必須となっています。

今後も各関係機関とネットワークを強化、拡充を図り、企業、学校、地域等と連携した事業に取り組みます。

5. 専門性を蓄積し、協会の強みを生かした事業の展開

センター3館及び本部が相互に、実施した各事業の課題や成果を共有し、高い専門性を蓄積しながら、男女共同参画推進に寄与する事業を展開していきます。

2022 年度 事業概要

公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会の事業区分

.....財団運営.....

・評議員会、理事会運営、指定管理者連携調整、その他の業務

.....男女共同参画推進事業【公益目的事業】.....

1 情報事業、2 調査研究・事業開発事業、3 広報啓発事業、4 相談事業
5 講座事業、6 協働連携事業、7 男女共同参画推進施設管理運営事業

.....その他事業.....

有料施設の貸与等、公益目的事業の推進に資する収益事業

I 財団運営

協会本部においては、評議員会、理事会の運営事務を行うほか、男女共同参画センター3館の指定管理者として各館事業の連携調整を図るなど、協会の経営管理を統括します。

- (1) 評議員会、理事会の開催、運営に関する業務
- (2) 人事、労務、職員研修に関する業務
- (3) 財務の管理に関する業務
- (4) 指定管理者としての連携調整業務
- (5) 協約に関する業務
- (6) その他の法人の経営管理に関する業務

II 男女共同参画推進事業 【公益目的事業】

1 情報事業

(定款 第4条第1項第1号)

男女共同参画に関する情報リソースセンターとして、ジェンダー平等に関するさまざまな情報・資料を収集し、提供・発信します。選書を含む資料収集、データ装備、データベース管理などの情報事業の中心的機能はセンター横浜が担い、資料提供は3館で行います。

選書は、「横浜市男女共同参画推進協会情報ライブラリ資料収集方針及び選定・廃棄基準」に基づいて行います。

(1) 男女共同参画の専門ライブラリとして資料を収集・提供

固定的な性別役割の払しょく、男女の経済格差の是正、ジェンダーに基づく差別と暴力の根絶、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツの意識の浸透など、男女共同参画にかかわる課題解決に役立つ実用書を重点的に収集します。センター横浜では、女性のライフステージ全般から、生き方、こころとからだ、しごとなどの分野の資料を総合的に収集するほか、センター横浜南では若年女性、ひとり親、外国人女性等が抱える課題の解決に関する資料等、センター横浜北では、女性の就労支援、市民活動支援、子育て支援、女性の表現活動に関する資料、絵本等といった、各施設の事業と関連する図書資料を提供します。なお、3館で収集数は約780冊(図書)とし、貸出数57,000冊(図書、雑誌、視聴覚資料、ポスター)を目標数とします。

(2) 情報リソースセンターとしてのライブラリ活用の促進

男女共同参画を推進するための広範な情報と資料を備えた情報ライブラリでは、通常のレファレンスサービスのほか、テーマや対象に応じた男女共同参画資料の相談や照会を行い、資料の活用促進をはかります。また、母子生活支援施設、コミュニティカフェ、病院等の近隣施設等にたいし、図書セット貸出事業「フォーラム文庫」や「ミニライブラリ」を通じて、所蔵する図書の有効活用を図ります。資料の利用推進のため、3館巡回展示やテーマ別資料リストの作成、「新着図書ピックアップ」等の情報発信にも注力します。また、センター横浜では、専門図書館の特徴を活かし、ライブラリ資料を活用して学べるよう市内高校への働きかけや、パッケージプログラムの開発を行います。

2 調査研究・事業開発事業

(定款 第4条第1項第2号)

国の法改正や社会情勢の変化を踏まえつつ、男女共同参画社会の形成促進をめざすための今日的課題を明らかにすることを目的に、必要な調査研究を実施します。また、男女共同参画センターの各現場から見える課題と、社会課題に対応するための事業開発にも取り組みます。

(1) 新たな社会課題の可視化と課題に向けて

センター横浜南では、前年度に実施した「外国につながる横浜市若年女性インタビュー調査」の結果を踏まえ、インタビュー協力者や支援団体を中心に、当事者の声を発信する報告会を開催します。

センター横浜北では、デジタル分野における女性技術者や研究者の育成の重要性を鑑み、継続して女子中高校生向けのウェブサイト作成講座を開催します。

本部事業企画課では、前年度に実施した「単身女性の住まいのヒアリング調査」を踏まえ、

アンケート調査を行い、報告書を作成します。

3 広報啓発事業

(定款 第4条第1項第2号)

男女共同参画についての理解を広め、深めるために、ホームページやSNS、広報誌等多様な媒体を用いて、市民に向けてわかりやすく発信します。また、啓発講座やセミナーの開催を通して、男女共同参画の理解を促進するほか、職員による講師派遣も積極的に進めます。

(1) 多様なメディアを通じて積極的な広報を展開

広報誌「フォーラム通信」、ホームページ、テーマ別サイト、SNS、ちらし等のツールを使い分け、さまざまな世代の市民に男女共同参画のメッセージが届くように工夫します。ホームページによる事業の周知のため、アクセス解析ツールを用いてユーザーの行動を分析、把握します。また、施設利用の活性化や事業の利用促進・充足率の向上に向けて、近隣施設や関係機関と連携した広報活動を行っていきます。

(2) 男女共同参画を身近にする各種事業の展開

センター横浜では父親向けのワーク・ライフ・バランスをテーマとしたオンラインセミナーを開催します。またセンター横浜南では、世代や性別にとらわれない自己表現を目的としたオリジナル冊子(ZINE)の制作ワークショップを新規に開催します。センター横浜北では、男女間や社会の溝をジェンダー視点で描いたエンターテインメント作品を上映します。

女性への暴力をなくす運動期間においては、各館でその課題を広く市民に啓発する企画に取り組みます。

(3) 企業との連携で女性活躍を推進

センター横浜では、ハラスメント対策セミナーを継続して開催します。また前年度に制作したハラスメント防止研修動画の頒布も行います。

本部事業企画課では企業を対象とした事業の周知を行うため、法人向けメールマガジンの発信を試みます。

(4) 地域や企業へのアウトリーチとして、職員を講師派遣

男女共同参画、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、地域防災と女性、女性の就労支援や大学のキャリア教育等、地域や企業からのニーズに応える講師派遣事業を継続し、3館及び本部で横断的に職員の講師養成に取り組みます。

4 相談事業

(定款 第4条第1項第3号)

ジェンダー不平等に起因する市民の悩みを受け止め、相談者自身が解決する力を発揮できるよう、心とからだと生き方の相談、横浜市 DV 相談支援センター、男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度の3つの相談窓口を継続します。

電話相談は、センター横浜の「心とからだと生き方の電話相談」で集中的に対応します。心とからだと生き方の相談は、相談者の希望に応じて各センターで面接相談を実施し、安全で切れ目のない支援を行います。

(1) 心とからだと生き方の総合相談

① 電話と面接による個別相談

電話相談、面接相談とも、固定的な性別役割や男女格差に起因する生きづらさを受け止め、相談者に寄り添い、相談者自らが課題を整理し、解決していくプロセスを支援します。個別相談は電話相談を入口とし、予約制で面接相談を実施し、必要に応じて弁護士や精神科医による相談を実施します。

② 性暴力被害女性のためのセルフケアグループ

性暴力被害者に対する中長期的な支援として、被害に起因する症状やセルフケアについて知る機会を提供し、人や社会とのつながりを取り戻すグループ型の連続講座を開催します。

③ 自助グループ支援

同じ悩みを抱える当事者が経験や情報を分かち合う自助グループを公募し、3館でミーティングスペースや一時保育を提供します。安心してミーティングができる環境をつくり、活動を支援します。

(2) 横浜市 DV 相談支援センター業務

こども青少年局こども家庭課及び18区福祉保健センターと連携し、横浜市 DV 相談支援センターの相談業務を担います。相談者の安全を最優先にした対応を行います。

(3) 男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度

「横浜市男女共同参画推進条例10条」に基づき、女性、男性、セクシュアル・マイノリティを理由とした性別による差別等の人権侵害についての相談、申出に対応します。

5 講座事業

(定款 第4条第1項第4号)

男女共同参画を推進するための学習・研修型の事業を5つのテーマ別の枠組みで展開します。

(1) 女性の就業支援事業

女性の経済的自立を支援する女性の就業支援事業を各センターの中核的事业と位置付け、対象層や目的に沿った事業を実施します。

センター横浜では、起業準備相談やホームページ・SNS相談等と各種セミナーにより、女性の起業を支援します。「女性起業家たまご塾」は、起業ニーズを持つ女性の掘り起こしから、ビジネスプランを練り、ホームページを開設するまでの、起業の初期段階の支援を重点的に行います。また、神奈川県、横浜市の担当部署と連携しながら企業における女性活躍を推進する事業として、プレリーダー対象キャリアデザインプログラムを実施します。また、就業に欠かせないスキルを身につけるための「女性のためのパソコン講座」を継続実施します。

センター横浜南では、困難を抱える若年女性を対象に「ガールズ編しごと準備講座」を実施し、その後には就業体験プログラムを用意します。加えて、「女性としごと 応援デスク」の枠組みで、「しごとと生活設計相談」を新規に実施します。

センター横浜北は、3館の「女性としごと 応援デスク」の事務局として、利用者へのアンケートを実施し、事業評価に向けた指標づくりを目指します。

本部事業企画課では、横浜市からの受託事業(内閣府による地域就職氷河期世代支援加速化交付金交付金事業、【横浜市】就職氷河期世代応援パッケージ)により、前年度に引き続き非正規職シングル女性の就業支援を行います。特に企業とのマッチングも見据え、支援を新たに行います。

(2) ワーク・ライフ・バランス支援事業

男女を対象に、ワーク・ライフ・バランス(WLB)を推進する事業を実施し、働きやすく暮らしやすい社会の実現をめざします。

センター横浜、センター横浜北では、育児休業中の女性を対象としたワークショップの開催ほか、3館でNPOと協働し、男性の育児参加を促す子育てひろばを開催します。

センター横浜北では、育児や介護による離職防止として働く男女に向けたセミナーの開催のほか、育児休業中のパートナーが仕事復帰に向けた不安や課題を話し合うサロンを新規に開催します。

(3) 心とからだのセルフケア事業

女性の生涯にわたる心身の健康づくりを支援する目的で事業を行います。尿失禁や更年期

期症状など、女性特有の健康課題に対応する体操教室のほか、産後女性のためのプログラムを3館で実施します。センター横浜では継続して、働く女性を主たる対象に心身のストレスケアに着目した運動プログラムを実施します。センター横浜北では、座学と体操を組み合わせた「更年期トータルケア講座」を新規に実施します。

(4) 女性の暴力防止と被害者支援事業

女性に対するあらゆる形態の暴力をなくす啓発事業と、暴力被害を受けた女性の支援事業に取り組みます。「夫婦関係を見直したい女性のためのライフプラン講座」は、女性が経済面を含めた生活設計を主体的に考えるための講座として、法律編“生活再建編”をセンター横浜、センター横浜北でそれぞれ実施します。

センター横浜では、中学・高校生向けの「デートDV防止啓発出前講座」を拡充するとともに、講座参加者からの問い合わせや相談に応えるSNSを活用したフォローアップラインを開設します。一方で、横浜市教職員向けの予防、啓発としてオンラインによる研修も所管局と連携しながら実施します。

(5) 施設活性化事業

3館の施設活性化を目的とした事業を実施します。

センター横浜及びセンター横浜北では、調理・工作・工芸に活用できる設備を備えた生活工房の運営を通して、利用者どうしの活動交流を促し、市民の生活自立や夫婦・家族間での家事シェアなどについて、利用者に働きかけていきます。

また、センター横浜では、予約が少ないホールの夜間利用の活性化策として、付帯設備であるグランドピアノを時間単位で利用できる「ピアノ・レッスンの夜」を継続します。

6 協働連携事業

(定款 第4条第1項第5号)

多様な主体と協働して事業を行い、男女共同参画を推進します。市民グループ等とのネットワーク形成事業として、市内のNPO・市民グループ等と男女共同参画の推進に資する企画を、男女共同参画センターでの協働事業として実施します。

(1) 市民グループ等とのネットワーク形成事業

時代のニーズに合った男女共同参画の実現に資する事業企画(講座・ワークショップ)を地域のNPOや市民グループ等から公募し、外部専門家を交えた選考会で決定した事業を、協働で実施します。

今年度はセンター横浜、センター横浜北の2館において共通テーマによる募集を行い、各館2企画を上限に公募します。

(2) 横浜市民ギャラリーあざみ野との協働事業

センター横浜北は、引き続き、横浜市民ギャラリーあざみ野と連携して、「あざみ野サロン」、「ジェンダーとアート」等の事業を複合館として連携し、開催します。

また施設の利用促進や市民参加の機会提供として、アートフォーラム周年記念事業を開催します。

(3) 多様な主体との協働事業

行政機関、教育機関、市民団体、自治会町内会、PTA、地元企業等、さまざまなセクターとの連携をいっそう強化し、新たなニーズ把握と利用の働きかけを行います。

3館の一時保育事業は、事業参加者や施設利用者を対象とし、NPOとの協働により安心・安全を第一に運営します。

センター横浜とセンター横浜北では、性的少数者の当事者や家族、教員などの支援者のための交流と情報交換の場「FriendSHIP よこはま」の開催を、横浜市、当事者団体に対し協力します。

センター横浜では、さまざまな依存症等、生きづらさを抱えた当事者や家族・支援者が集う「アディクション・セミナー」を、市民団体と連携して継続実施します。

センター横浜南では、めぐカフェの就労体験や社会参加体験事業の一環として、地場野菜・手しごと作品の販売を行う「フォーラム南太田マルシェ」を地域施設・機関と連携します。また新規事業として、前年度に生理用品ギフト企画を通じて得た女性たちの声を活かし、生理を通じて見えてくる社会課題をオンラインで話し合う場を、横浜市社会福祉協議会や市民団体とともに作ります。

センター横浜北では、「地元の人・産物交流マルシェ」を通じて、北部方面で農を担う女性たちの農産品・加工品の販売機会を提供します。

7 男女共同参画推進施設管理運営事業

(定款 第4条第1項第6号)

施設管理面では、男女共同参画推進のための市民利用施設として施設自体がもつ総合的な機能を活用して、男女共同参画推進に関する主催事業を実施する場を安心・安全に提供するとともに、市民の主体的な活動を支援する場の提供をします。

引き続き、コロナ下においては、感染症拡大防止の一環として、各施設内の定期消毒、全館空調システムによる換気の実施を行うほか、利用者へのガイドラインの提示、チェックシート等を用いた感染予防への理解と協力の呼びかけを行います。

市民が安心・安全に利用できるように、指定管理者の業務の基準に定められる施設管理項目を遵守します。そのために、3館に導入されている「管理標準」をもとに、効率的に省エネルギー化を実現しつつ、常に快適で安心・安全な施設環境を利用者に提供できるよう、日々適切な施設管理を行い、計画的に小破修繕を行っていきます。地震、台風やゲリラ豪雨

などの荒天時は、利用者の安全を第一に捉えて施設利用・事業実施の判断を行うなど、危機管理対策に努め、利用者に迅速かつ丁寧に周知します。また、3館ともに大災害時の帰宅困難者一時滞在施設として指定されており、センター横浜南は補充的避難場所にも指定されていることから、災害対応マニュアルを活用しての実践的な防災訓練を行い、いざというときに備えます。

センター横浜では、横浜市による大規模修繕の一環としてホールとエントランスの吊り天井工事を今年度から1年間実施するため、音楽室もあわせて利用が休止となります。利用者への安全を最優先に工事進捗管理を着実に実施します。

センター横浜南では前年度からの大規模修繕工事が延長し、4月21日からの開館となりましたが、再開に向けて利用促進を一層図ります。

センター横浜北では、横浜市民ギャラリーあざみ野との複合施設の主たる管理者として、引き続き（公財）横浜市芸術文化振興財団や建物管理委託会社との連携を通して、施設全体の現状と課題を共有し、利用者にとって安心・安全・快適な施設管理運営を行います。

協会本部は、男女共同参画センター横浜の一部（126.25㎡）を事務室として、横浜市から行政財産目的外使用許可を受けて使用しています。

なお、使用料（2022年度2,872,476円）は、全額免除となっています。

Ⅲ その他事業

公益目的事業の会場として利用しない時間帯を活用し、施設を地域の活動拠点として有料で貸与する事業及び、自動販売機の設置などをセンター3館で行います。これらの事業で得た収益は、上記Ⅱの公益目的事業の財源とします。

2022 年度 男女共同参画センター3 館における取組概要

以上の方針を踏まえ、市民から必要とされる男女共同参画センターをめざして、各館では次のように事業を展開していきます。

I 男女共同参画センター横浜

今期指定管理の2年間の取組みを踏まえながら、長く続くコロナ下の影響を受けて困難な状況にある女性への支援を重点に置き、相談事業に取り組みます。

また若年世代や男性、企業等と事業の対象層や連携先を広くとらえ、男女共同参画の視点をもって課題にアプローチする事業に取り組みます。

施設管理面では、2022 年度ほぼ1年間にわたり、ホール・エントランスの吊り天井大規模改修工事を実施します。利用を中止する室場の案内や工事中の来館者の安全確保など、関係各所と十分な打ち合わせを持ちながら事故のないよう進めていきます。

感染症拡大防止への対応は、日々の施設、事業運営におけるスタンダードとなりました。感染防止の意識と具体的な行動を、職員、関係スタッフ全員で徹底し、安心して利用できる施設環境を維持します。

主な取組

- (1) 情報ライブラリにおけるリソースセンター事業の試行（「高校生の調べ学習に活用できるSDGs 目標5のためのパッケージプログラム」の提供）
- (2) デートDV 予防啓発関連事業の拡充、横浜市・NPO と連携した事業運営【一部新規】
- (3) 企業へのハラスメント防止啓発研修動画の活用促進（販売）と講師派遣
- (4) 総合相談、DV 相談支援センター、男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度、仕事関連の相談としてキャリアカウンセリング、起業準備相談等各種相談を継続して実施
- (5) 子育て世代の男性を対象としたオンラインセミナー「WITH コロナ時代のパパのワーク・ライフ・バランス」の実施【新規】
- (6) 起業支援のすそ野を広げる目的で時流に合ったテーマでのオンラインセミナーを実施
- (7) 就業に役立つ実践的なスキルアップを目的とした「女性のためのパソコン講座」の拡充

Ⅱ 男女共同参画センター横浜南

2021年度の長寿命化対策工事による6か月以上の休館を経て、4月21日に開館します。今後も安全・快適に施設を利用してもらえよう、環境整備に努めます。

「生理関連用品ハッピーギフト」申込時に約450名から収集したアンケートの結果をもとに、女性の生活困難から見える社会課題を共有するオンライントークの場をつくり、横浜市社会福祉協議会や新たな協働先とともに事業開発につなげます。

外国につながる第二世代若年女性へのインタビュー調査結果を踏まえ、当事者女性を中心に支援者・団体と連携し、多文化共生の地域づくりに向けて、新たな発信と場づくりを検討します。

前年度に編纂した『横浜連合婦人会館史』をインターネット上でアーカイブとして公開します。また、若年無業女性支援事業を継続実施するとともに、就労体験の場である「めぐカフェ」の運営方法を改編します。

主な取組

- (1) 「生理」を通じた社会課題をみんなで知る・聞く・語るオンライントークの開催
および事業開発【新規】
- (2) 「外国につながる横浜市第二世代若年女性インタビュー調査」報告会の開催と発信、当事者の場づくりを検討【新規】
- (3) 「ZINE制作ワークショップ～わたしが心から言いたかったこと」の開催【新規】
- (4) 『横浜連合婦人会館史』をインターネット上でアーカイブとして公開
- (5) 「ガールズ編 しごと準備講座」、社会参加体験、就労体験事業の運営
- (6) 「女性としごと応援デスク」において「しごとと生活設計相談」を新設【新規】
- (7) 「中高年シングル女性のための生活設計セミナー」を継続実施

Ⅲ 男女共同参画センター横浜北

「女性としごと 応援デスク」は、コロナ下の影響により失業やシフト減等で苦境に立たされている女性のニーズに寄り添い、オンライン相談にも取り組みます。ニーズの高い「働く女性・働きたい女性のためのマナー&ライフプラン相談」は、毎月実施へと拡充します。また、事業評価に向けた指標づくりのため、期間限定で利用者アンケートを実施します。

第4期指定管理期間の重点取組である「若年層に対する支援の強化」に資する事業として、「女子中高生向けのウェブサイト作成講座」を開催します。理系分野のジェンダー・ギャップの解消に寄与するとともに、助成金活用による無料開催で、学習機会の格差解消にも取り組みます。同じく、重点取組である「働き方改革やワーク・ライフ・バランス事業の強化」としては、新たに夫婦・カップル間の育児や家事役割を見直す場を設け、育児休業からのスムーズな復職を支援します。

女性の生涯にわたる健康づくりを支援するため、産後女性や、乳がん・尿もれなど女性特有の健康課題の解決に資する体操プログラムを提供するとともに、更年期のトラブルに対応する「更年期トータルケア講座」を新設します。

横浜市民ギャラリーあざみ野との共催事業「ジェンダーとアート」や「あざみ野サロン」の取り組みを継続し、複合館である特徴を活かして10月の周年記念デイを運営します。

また、有料施設での無線LANの利用開始をPRし、施設稼働率の向上をめざします。

主な取組

- (1) 女子中高生の理系進路選択支援として、ウェブサイト作成講座を開催
- (2) 「女性としごと 応援デスク」の利用者アンケートによる事業評価に着手【新規】
- (3) 「女性としごと 応援デスク」働く女性・働きたい女性のためのマナー&ライフプラン相談を拡充
- (4) 復職支援の一環として、夫婦向けに育児や家事シェアを見直すための講座を開催【新規】
- (5) 働く男女の両立支援セミナー（はじめての保育園、介護離職防止）をオンラインで提供
- (6) 産後うつや尿もれ・更年期など、女性の生涯にわたる健康課題に対応した体操講座を実施
- (7) 「ジェンダーとアート」「あざみ野サロン」等、横浜市民ギャラリーあざみ野との連携事業を継続